

平成 21 年度水利使用に係る適正性点検結果および
河川法令の遵守意識徹底のための取組実績、
平成 22 年度計画に関する報告書

(国土交通省 北陸地方整備局)

平成 22 年 5 月

東京電力株式会社

目 次

1	目的	1
2	命令書（再発防止策）に基づく報告	2
2.1	水利使用に係る適正性の確認体制および平成 21 年度適正性点検結果	2
2.1.1	水利使用に係る適正性の確認体制	2
2.1.2	適正性点検結果	6
2.2	平成 21 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績	15
2.2.1	社員研修の実施状況	15
2.2.2	社内規定の整備等の取組	19
2.2.3	本店等における現場の状況把握	22
2.2.4	「言い出す仕組み」の取組	25
2.3	平成 22 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画	26

別添資料 1 : 「取水量の計測・報告書作成要領」

別添資料 2 : 「ダムに関する計測・ダム計測報告書作成要領」

1 目的

本報告書は、国土交通省北陸地方整備局から当社あてに発出された命令書に係る報告徴収命令（平成 19 年 5 月 16 日付）に基づき、「国北整水河第 36 号の命令書の別紙の 1 および 2」について同地方整備局に報告するものである。命令書の内容は以下のとおり。

【命令書の別紙】

1 水利使用に係る適正性の確認体制の整備

河川法令上の必要な手続きが適正に行われているか否か、報告するデータの内容が適正なものであるか否かを含め、適正な水利使用が行われていることを確認するため、組織横断的かつ水利使用の適正性確保の責任の所在が明確となる体制を 1 箇月以内に構築し、報告

許可等の申請やデータの報告等に当たっては、当該確認体制でその適正性を確認の上、当該申請等を行うとともに、平成 20 年度以降、当面の間、毎年度 5 月末日までに、前年度における許可等の申請やデータの報告が、すべからく当該確認体制においてその適正性について確認されているか否かについて点検の上、その結果について報告*

2 河川法令の遵守意識の徹底

社員研修の実施、社内規定の整備等の取組、本店等における現場の状況把握を始め、河川法令遵守意識の徹底のための対策を講じること。

これに際し、平成 19 年度における河川法令の遵守意識の徹底のための取組実施計画について、1 箇月以内に策定し、報告するとともに、平成 20 年度以降、当面の間、毎年度 5 月末日までに、前年度の取組実績（具体的には、実施した研修の概要、当該研修の人数及び研修の成果の要旨、社内規定に変更がある場合はその具体的内容及びその周知の状況等）、当該年度の取組実施計画について、報告*

（※本報告の該当箇所）

2 命令書（再発防止策）に基づく報告

2.1 水利使用に係る適正性の確認体制および平成 21 年度適正性点検結果

2.1.1 水利使用に係る適正性の確認体制

法令に基づく適正な申請や報告データについて、組織横断的にチェックする仕組みを加えた以下の体制を構築し、平成 21 年度の水利使用に係る適正性確認を実施した。

また、万一不具合が発生した際には再発防止等の実施と水平展開を管理する仕組みとして品質改善システム^{*}を導入し、不具合に対する管理を行った。

^{*}不具合が発生した際に、その情報を社内イントラネットのデータベースに登録し、不具合の処置、再発防止策、水平展開等の実施を管理するとともに情報共有等を行うシステム

<確認体制>

- ① 工事実施部署責任者（支店・電力所工事実施部署グループマネージャー、制御所・総合制御所工事実施部署グループマネージャー）
 - ・工事の計画・実施の責任者

- ② 工事実施部署（支店・電力所工事実施部署、制御所・総合制御所工事担当部署）
 - ・工事の計画および実施
 - ・工事に係る河川法の許可申請書類の作成

- ③ 設備管理部署責任者（制御所・総合制御所土木担当部署グループマネージャー）
 - ・ダムの安全性確認・評価全般の責任者
 - ・官庁報告の責任者
 - ・取水量管理、ダム操作の責任者
 - ・その他、水利使用全般の責任者

- ④ 設備管理部署（制御所・総合制御所土木担当部署）
 - ・ダムの安全性確認・評価
 - ・官庁報告
 - ・取水量管理、ダム操作
 - ・その他、水利使用全般業務の実施

- ⑤ ダム管理総括責任者（支店・電力所土木担当部署グループマネージャー）
 - ・河川法に係る工事について、技術基準の適合性をチェック
 - ・制御所・総合制御所で実施した計測およびデータ分析結果について、支店・電力所検討会を開催し、安全性を確認、総括的に管理
 - ・ダム・貯水池等に関する官庁報告資料をチェック

- ⑥ 申請担当部署責任者（支店・電力所、支社申請担当部署グループマネージャー）
 - ・河川法に係る工事申請の責任者

⑦ 申請担当部署（支店・電力所、支社申請担当部署）

- ・河川法に係る工事申請の要否をチェック
- ・河川法に係る工事申請手続きを実施

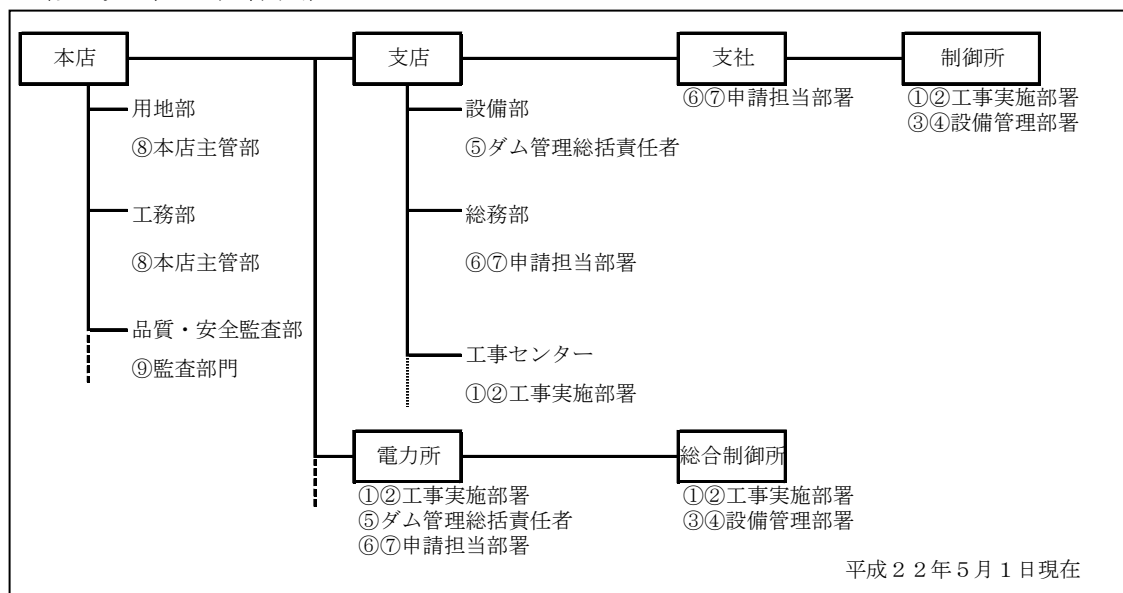
⑧ 本店主管部（本店工務部工務土木グループ、水力発電グループ、用地部水利グループ）

- ・ダム安全性評価に係る全社的課題の解決、水平展開を実施
- ・特定ダムの計測評価結果について、土木保守管理委員会を開催し、安全性を確認
- ・工事申請手続き実施に関するチェック状況を確認
- ・官庁報告に関するチェック状況を確認

⑨ 監査部門（品質・安全監査部保安監理グループ）

- ・保安監査により河川法に関する法令遵守状況等を確認

（参考：社内組織図）

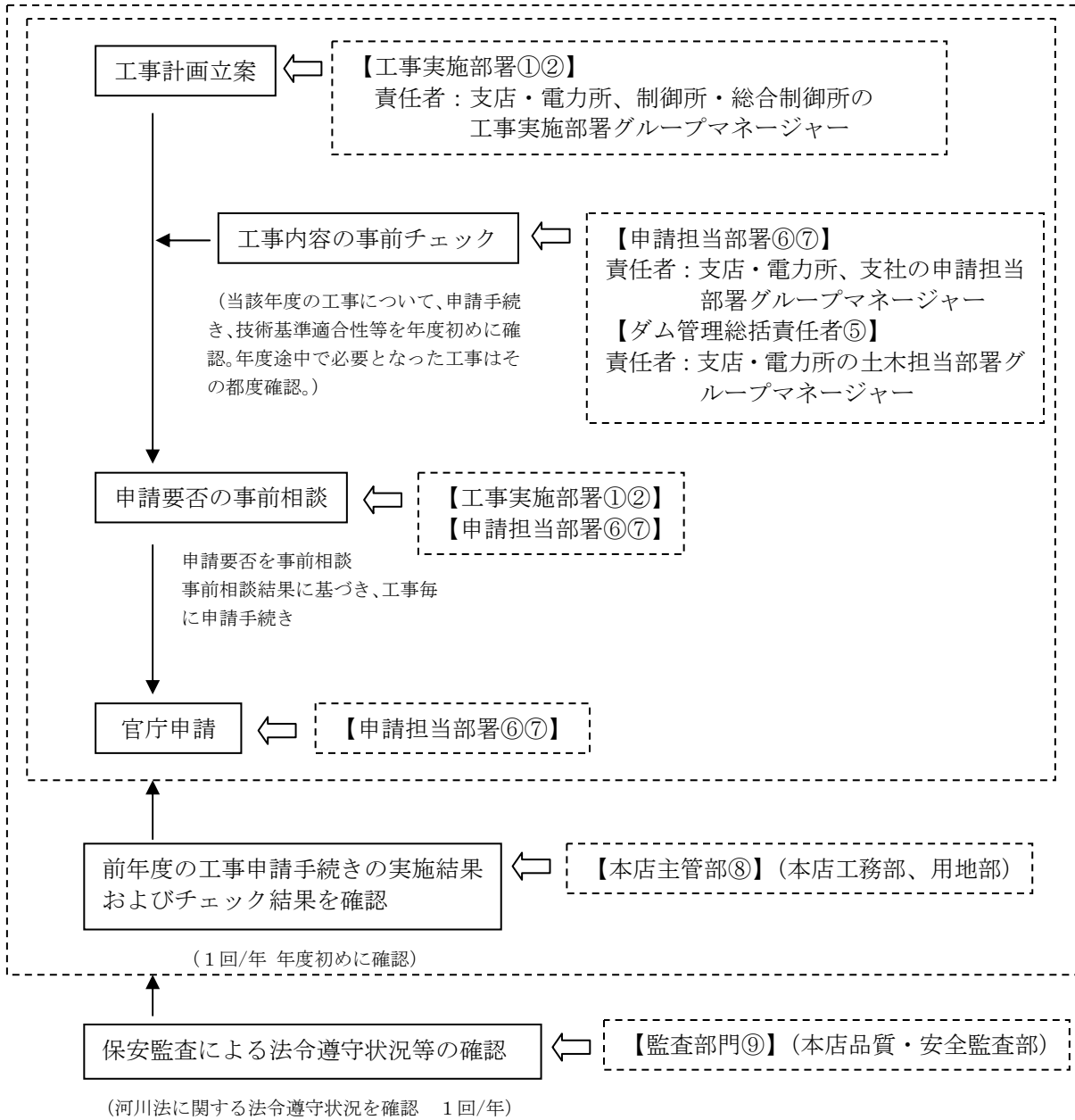


取水量・ダム計測等に関する報告書の作成は、別添資料1～2の「取水量の計測・報告書作成要領」「ダムに関する計測・ダム計測報告書作成要領」による。

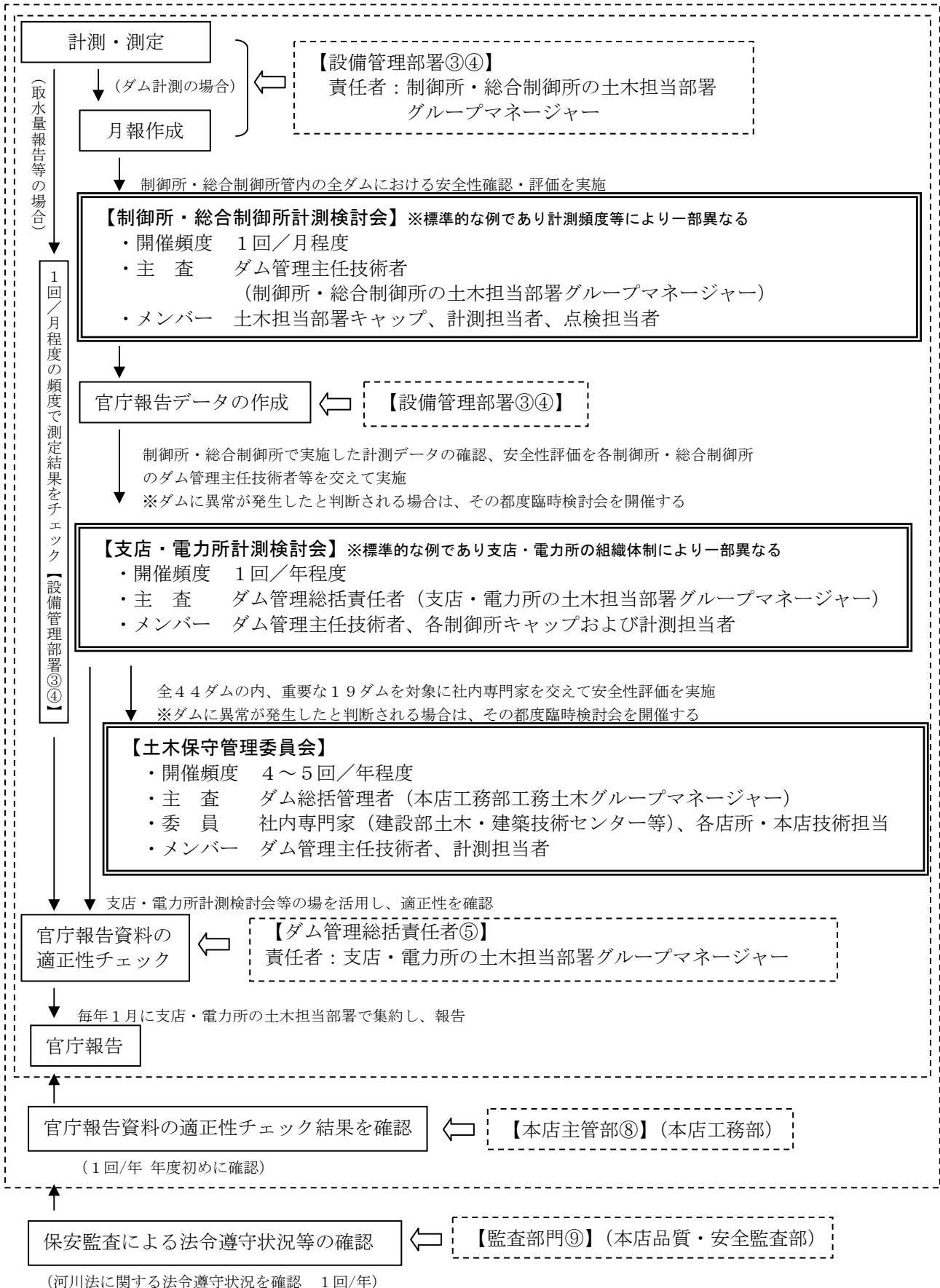
本要領については、個々の水利使用ごとに、所管する河川事務所へも提出する。

適正性の確認体制

【工事実施】



【ダム計測、取水量等に係る報告】



2.1.2 適正性点検結果

(1) 工事実施の適正性点検結果

<支店・電力所の確認状況、工事実施状況>

工事の申請手続きについては、支店・電力所の申請担当部署およびダム管理総括責任者が工事内容のチェックを行い、消耗品取替等の明らかに河川法申請に該当しないもの以外の、河川区域、河川保全区域内の工事ならびに流路を形成する工作物に係る工事に該当するもの（判断に迷うものを含む）を抽出し、同命令書に基づき、河川管理者に申請要否の事前相談を実施している。

これらの工事内容チェックや河川管理者への事前相談等については、「工事概要」「工事場所、工事種別等」「申請担当箇所責任者、工事実施箇所責任者、ダム管理総括責任者確認日」ならびに「法令手続き履歴」等の項目からなる「工事申請手続き管理表」を作成し、手続き漏れがないように実績管理が行われている。

平成 21 年度は北陸地方整備局管内で 4,076 件の工事が計画され、このうち 1,296 件について河川管理者に申請要否の事前相談を実施し、55 件が申請必要と判断された。下表に申請が必要と判断された工事の実施状況ならびに申請状況一覧を示す。申請が必要な工事は何れも適切に申請手続きが行われていた。

表-1 工事実施状況・申請状況一覧

店所名	工事計画				工事実績				申請実績		申請先
	総工事計画数 (事前相談数)	申請区分			実施			未実施	許可 申請※	承認 申請※	
		許可 申請※	承認 申請※	対象外	許可 申請※	承認 申請※	対象外				
群馬支店	37 (27)	4	0	33	2	0	32	3	2	0	北陸地方整備局
猪苗代電力所	642 (642)	1	2	639	1	2	610	29	1	2	北陸地方整備局
松本電力所	2,484 (533)	25	13	2,446	13	9	2,403	59	13	9	北陸地方整備局
信濃川電力所	913 (94)	8	2	903	1	2	886	24	1	2	北陸地方整備局
計	4,076 (1296)	38	17	4,021	17	13	3,931	115	17	13	
		55			30						

※許可申請は、河川法に係る工事申請をいう。

承認申請は、水利使用規則に定められた流路を形成する工作物の改修等に係る工事申請をいう。

<本店主管部による点検結果>

本店主管部（工務部工務土木グループ、水力発電グループ、用地部水利グループ）において、支店・電力所で作成した平成 21 年度の「工事申請手続き管理表」を確認した。さらに、申請手続きの実施状況等について、申請書等の原本をサンプリング調査により確認した。その結果、全ての支店・電力所で申請担当部署責任者、工事実施部署責任者、ダム管理総括責任者によって工事内容のチェックが行われており、申請不備は確認されなかった。

<監査部門による点検結果>

1) 水力発電設備に係わる平成 21 年度監査対象店所および実施日

定期監査（原則的に 1 回／2 年の頻度で実施）を実施した店所のうち、水力発電所を所管する店所については、支店・電力所ならびに制御所・総合制御所にて、工事の計画、申請要否の確認状況、申請状況をヒアリングとサンプリング調査により確認した。

また、定期監査に当たらない店所については、臨時監査を行い、1 制御所・総合制御所において同上の確認を実施した。

以下に監査した事業所および実施日を示す。

（定期監査）

- ・ 栃木支店（支店、那須野制御所、塩原工事事務所）：H21. 7. 30～31
- ・ 信濃川電力所（電力所、信濃川総合制御所）：H21. 10. 14～16

（臨時監査）

- ・ 松本電力所（梓川総合制御所）：H21. 9. 4
- ・ 猪苗代電力所（猪苗代総合制御所）：H21. 10. 23
- ・ 山梨支店（早川制御所）：H22. 1. 28
- ・ 群馬支店（長野原制御所）：H22. 2. 5

2) 河川法手続きの遵守状況

上記の事業所において、年度当初に水力発電設備に関連する工事、点検業務を「工事申請手続き管理表」にて、工事実施部署責任者、ダム管理総括責任者ならびに申請担当箇所責任者等の協調により、河川管理者へ事前相談すべき件名を抽出し、事前相談を実施していた。なお、期中発生件名についても、その都度、上記 3 者等で確認し、必要な対応を実施していた。

また、申請が必要と判断された件名は、工事着手前に許可を受領していること、完了届の提出や完了検査を受検していた。

3) 本店主管部による点検結果

本店主管部である工務部ならびに用地部では、水力発電所所管店所が作成している「平成 21 年度工事申請手続き管理表」を入手し、申請要否確認、事前相談・申請手続き実施状況を確認していた。また、各店所に出向き、申請書ならびに許可書の現物確認をしていた。

4) 工事実施の適正性

工事実施の適正性に関する河川法令遵守意識は徹底されており、「申請手続き管理表」による手続き漏れの無いよう、安全側に事前相談件名の抽出を行い、事前相談を実施している。また、社内マニュアルの充実により、不適切な事象が再発しない仕組みを構築し、日常業務への定着化を図っていた。

(2) ダム計測、取水量等に係る報告の適正性点検結果

<支店・電力所の確認状況>

ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認については、河川管理者への報告前に支店、電力所の計測検討会等を開催し、「計測データと報告データとの差異」、「差異が有って補正を行っている場合には、その妥当性や河川管理者への事前説明の有無」等について確認している。

表-2 に支店、電力所の計測検討会等の開催実績、表-3. 1～3. 2 に確認結果を示す。定期報告においては、いずれも「計測データと報告データとの差異無し」もしくは、「差異があったが、河川管理者に説明の上で補正（欠測データの補完等）した値」を報告しており、適正な値を報告していた。

表-2 適正性確認のための計測検討会等開催実績

店所名	実施日	参加者
群馬支店※	H22. 1. 6	群馬支店 ダム総括責任者他3名 奥利根制御所 3名、沼田制御所 3名 渋川制御所 2名、長野原制御所 3名 富岡制御所 2名、渋川支社 1名 (計18名)
	H22. 1. 25	群馬支店 ダム総括責任者他2名 奥利根制御所 3名、沼田制御所 2名 長野原制御所 2名、富岡制御所 3名 (計13名)
猪苗代電力所	H22. 1. 28	猪苗代電力所 ダム総括責任者他2名
	H22. 1. 29	猪苗代総合制御所 5名 (計8名)
松本電力所※	H22. 1. 19	松本電力所 ダム総括責任者他4名 梓川総合制御所 4名、高瀬川総合制御所 7名 千曲川電力所 3名、犀川総合制御所 1名 千曲川総合制御所 2名 (計22名)
信濃川電力所	H22. 1. 18	信濃川電力所 ダム総括責任者他 6名 信濃川総合制御所 6名 (計13名)

※毎月報告、冬期間の計測記録を雪解け後に収集・報告しているものについては、上表に加えてダム総括責任者他による適正性確認をその都度実施している。

表-3.1 ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認結果(その1)

(ダム・貯水池・調整池関係)

店所名	発電所数 [ダム等数]	測定項目数	チェック結果		報告先
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、 データを補正	
群馬支店	2 [3]	20	10	10	北陸地方整備局
猪苗代電力所	3 [4]	13	13	0	北陸地方整備局
松本電力所	11 [11]	77	72	5	北陸地方整備局
信濃川電力所	4 [4]	20	20	0	北陸地方整備局

表-3.2 ダム計測、取水量等に係る報告の適正性確認結果(その2)

(取水量関係)

店所名	発電所数	測定項目数	チェック結果		報告先
			元データとの差異無し	河川管理者に説明の上、 データを補正	
群馬支店	1	2	2	0	北陸地方整備局
猪苗代電力所	14	23	23	0	北陸地方整備局
松本電力所	29	61	61	0	北陸地方整備局
信濃川電力所	8	31	30	1	北陸地方整備局

<本店主管部による点検結果>

支店・電力所においては、計測項目毎の「計測データとの差異の有無」「補正の良否、河川管理者への説明の有無」ならびに全体確認としての「ダム管理総括責任者確認」等の項目からなる適正性確認表により適正性の確認状況を管理している。

本店主管部（工務部工務土木グループ）において、支店・電力所で作成した平成21年度の「適正性確認表」を確認した結果、全ての支店・電力所で定期報告前に適正性チェックが適切に実施されていた。また、計測データとの差異が確認されたものを確認した結果、不適切な取り扱いは確認されなかった。

<監査部門による点検結果>

1) ダム計測、取水量に係わる平成21年度監査対象店所および実施日

定期監査（原則的に1回/2年の頻度で実施）を実施した店所のうち、水力発電所を所管する店所については、支店・電力所ならびに制御所・総合制御所にて、ダム計測ならびに取水量に関する計測検討会などによるデータの確認状況をヒアリングとサンプリング調査により確認した。

また、定期監査に当たらない店所については、臨時監査を行い、1制御所・総合制御所において同様の確認を行った。

以下に監査した事業所および実施日を示す。

(定期監査)

- ・ 栃木支店（支店、那須野制御所、塩原工事事務所）：H21.7.30～31
- ・ 信濃川電力所（電力所、信濃川総合制御所）：H21.10.14～16

(臨時監査)

- ・ 松本電力所（梓川総合制御所）：H21.9.4
- ・ 猪苗代電力所（猪苗代総合制御所）：H21.10.23
- ・ 山梨支店（早川制御所）：H22.1.28
- ・ 群馬支店（長野原制御所）：H22.2.5

なお、山梨、群馬支店は、平成21年定期報告書の作成・データ確認状況についても確認した。

2) ダム計測、取水量に係わる確認状況

①ダム計測

制御所・総合制御所計測検討会（主査：ダム管理主任技術者）、支店・電力所計測検討会（主査：ダム管理総括責任者）、土木保守管理委員会（主査：ダム総括責任者）にて、ダム計測結果に基づく挙動評価を行い、安全性を確認していた。

また、平成21年定期報告書は、全データについて元データとの照合を実施していた。

②取水量

制御所・総合制御所では、土木保守GMが月1回の頻度で、水利使用規則に基づく許可取水量に対し、超過取水が発生していないか確認していた。

また、平成21年定期報告書は、全データについて元データとの照合を実施し

ていることを確認した。

3) 本店主管部による点検結果

本店主管部である工務部は、水力発電所所管店所から「国土交通省報告データ適正性確認表」により、平成 21 年分の定期報告書の報告データが適切に作成されていることを確認していた。

4) ダム計測、取水量に係わる報告の適正性

転記ミスなどを防止するため、全データについて照合を行ない、定期報告書を作成しており、適正な報告書の作成意識は徹底している。

また、計測機器の不良に伴う異常値などを把握し、河川管理者へ報告しているとともに、社内マニュアルの充実により、不適切な事象が再発しない仕組みを構築し、日常業務への定着化を図っていた。

(3) その他水利使用に係る事象

取水量管理等の水利使用に係る事項については、法令や許可条件・内容を遵守するよう管理しているが、人為的なミス等によりダム最低水位を下回って発電運転を行った事象等が7件確認された。これらの事象については、それぞれの発生原因を踏まえて再発防止対策を構築した。

それに加えて、水力発電所を運転管理している制御所、総合制御所の責任者を対象とした臨時の制御所長会議を開催し、事象の周知と再発防止に関するディスカッションを実施するとともに、工務部長から直接再発防止の徹底を指示した。また、第一線職場のグループマネージャーを対象とした研修においても本店主管部グループマネージャーより事象を周知し再発防止の徹底を図った。

特に、7件の事象が発生した松本電力所においては、より一層の再発防止を徹底するため、自店所内で発生した事象と再発防止策を河川法研修の内容に織り込み実施し、その理解度向上を図った。

各事象の内容、再発防止対策等については表-4.1~4.3に示す。

表-4.1 水利使用に係る事象（北陸地方整備局管内）（1/3）

発見日 (河川管理者への報告日)	発電所等	内容および発生原因	再発防止対策および水平展開
H21.4.6 (H21.4.7)	笹平発電所 笹平ダム (ダム最低水位未満の運転) (松本電力所)	<p><内容> 発電運転中にダム水位がダム最低水位より4分間低下した。(ダム最低水位9.30mより0.01m低下)</p> <p><発生原因> ダム下限水位の警報が発生したため使用水量の減操作を行ったが、ダム操作規程に定めている限度放流量を参考に減操作をしたこと等により使用水量の低下が遅れ、ダム最低水位を下回った。 なお、限度放流量はダム放流を規程したものであり、今回の使用水量の減操作には適用されない。</p>	<p><再発防止対策> ・ダム下限水位警報発生時は水車発電機を停止することをルール化。</p> <p><水平展開> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。</p> <p>(H21.4.20 再発防止策を報告)</p>
H21.6.23 (H21.6.23)	新高瀬川発電所 (発電使用水量超過) (松本電力所)	<p><内容> 水車発電機4台による最大運転中に1時間の使用水量超過が発生した。(最大使用水量644.0m³/sに対し、時間平均3.0m³/sの超過。なお、日平均では使用水量超過は確認されなかった。)</p> <p><発生原因> 水車発電機の出力と使用水量をガイドベーン開度により制御しており、最大使用水量を超過しないようにガイドベーン上限開度を上ダムと下ダムの水位差に応じて設定しているが、この設定値が適切ではなかったため使用水量超過が発生した。 なお、水車発電機4台による最大運転は希であったため、これまで設定値の不適合が表面化しなかった。</p>	<p><再発防止対策> ・ガイドベーン上限開度の設定値を使用水量超過が発生しない値に変更。 ・発電使用水量が一定レベルに達した際の警報機能を追加。</p> <p><水平展開> ・同様の制御を実施している箇所について調査を実施し、問題がないことを確認。 ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。</p> <p>(H21.7.14 再発防止策を報告)</p>

表-4.2 水利使用に係る事象（北陸地方整備局管内）（2/3）

発見日 (河川管理者 への報告日)	発電所等	内容および発生原因	再発防止対策および水平展開
H21.6.23 (H21.6.23)	湯川発電所 セバ谷ダム (洪水時通報の 遅延) (松本電力所)	<p><内容> ダム管理規程に定める河川管理者への洪水到達時の通報が遅延した。(洪水到達後約9時間後に通報)</p> <p><発生原因> 当該ダムは洪水時にダム放流操作を伴わない型式のダムであったため通報に関する社内ルールが明確でなかったこと、洪水到達時が深夜(23時59分)であったこと等から翌日の通報で良いと判断した。</p>	<p><再発防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水到達時は直ちに河川管理者に通報するようダム操作・通報手順等をルール化。 ・ダム操作・管理規定に関する再教育を実施。 <p><水平展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。 <p>(H21.7.1 再発防止策を報告)</p>
H21.7.27 (H21.7.28)	湯川発電所 セバ谷ダム (ダム最低水位 未満の運転) (松本電力所)	<p><内容> 発電運転により調整池を抜水中、水車発電機の停止操作が遅れ、ダム水位がダム最低水位より16分間低下した。(ダム最低水位より1.0m低下)</p> <p><発生原因> 調整池の抜水を発電使用水量3.9m³/sで実施する計画であったが、操作開始が遅れ抜水時間を短縮するために発電使用水量8.5m³/sに変更した。その際、水車発電機の停止操作開始目標水位を変更しなかったためダム最低水位を下回った。(当初の操作開始目標水位1.0mを4.0mに変更が必要)</p>	<p><再発防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜水計画策定時及び計画変更時にダム最低水位を下まわらない操作開始目標水位の予測実施をルール化。 ・管理者を含めた複数名でのチェック体制を構築。 <p><水平展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。 <p>(H21.8.5 再発防止策を報告)</p>
H21.8.15 (H21.8.17)	安曇発電所 所内排水ジェ ットポンプ (使用条件逸脱) (松本電力所)	<p><内容> 非常時のみ使用が認められているジェットポンプを、常用排水ポンプが正常動作している状況で使用した。</p> <p><発生原因> 排水ピット油膜検知器の誤動作により排水ポンプが自動停止し、排水ピット水位が上昇した。現地にて復帰操作をした際、排水ピット水位がジェットポンプ起動水位まで上昇しており、常用排水ポンプとジェットポンプが起動した。常用排水ポンプの正常運転が確認された時点でジェットポンプを停止すべきであったが運転を継続した。</p>	<p><再発防止対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用排水ポンプの正常運転が確認された場合は速やかに利用停止することを関係職員へ周知徹底。 <p><水平展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。 <p>(H21.8.26 再発防止策を報告)</p>

表-4.3 水利使用に係る事象（北陸地方整備局管内） (3/3)

発見日 (河川管理者 への報告日)	発電所等	内容および発生原因	再発防止対策および水平展開
H21.10.2 (H21.10.5)	前川発電所 所内排水ジェットポンプ (報告漏れ) (松本電力所)	<p><内容・発生原因> ジェットポンプの運転回数が1日3回になった時点で警報表示されるように誤って設定されていた。1日2回までの運転の場合には運転員が把握できていないため、過去のジェットポンプ運転状況を確認したところ、計10回の運転について運転実績報告が行われていなかった。</p>	<p><再発防止対策> ・ジェットポンプが運転した際に警報表示されるよう設定値の見直しを実施。 ・警報設定値を定期的にチェックするようにルール化。 <水平展開> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。 (H21.10.14 再発防止策を報告)</p>
H21.11.12 (H21.11.12)	竜島発電所 (維持流量低下) (松本電力所)	<p><内容・発生原因> 竜島発電所の維持流量により発電を行っている稲核発電所において、維持放流バルブによる放流から発電放流への切替過程において、塵芥の影響により発電使用水量が低下し、その結果として約15分間維持放流量が規定値を下回った。 (規定量$1.336\text{m}^3/\text{s}$に対して時間平均$0.026\text{m}^3/\text{s}$不足)</p>	<p><再発防止対策> ・発電放流への切替時には、発電放流が確保された後に維持放流バルブを閉動作するよう改善。 <水平展開> ・本事案については、品質改善システムへ登録して全店へ水平展開を実施するとともに、本店主管部より注意喚起を実施。 (H21.11.17 再発防止策を報告)</p>

2.2 平成 21 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実績

2.2.1 社員研修の実施状況

平成 21 年度の社員研修については、河川法に関する社員研修として「河川法研修」「ダム計測管理に関する研修」、コンプライアンスに関する社員研修として「技術者倫理研修」「企業倫理遵守に関する行動基準の読み合わせ」「不適切事例を題材としたケースメソッド」を実施し、河川法令やダム計測技術の理解・習得ならびにコンプライアンス意識の向上を図った。

(1) 河川法に関する社員研修の実施状況

<研修実施状況>

河川法令やダム計測技術の理解・向上を図るため「河川法条項」、「水利使用規則」、「河川管理施設等構造令等」を内容とした河川法研修（法令編、技術編）、「事例を用いた組織横断的なディスカッション」ならびに「玉原発電所、安曇発電所、水殿発電所、野反ダム」管理箇所の社員を対象にダム計測管理に関する基本研修*、対象ダムの計測管理に関する研修*を実施した。

(※平成 19 年 6 月 18 日に「堤体の安全性点検」、「関連職員に対する研修」を内容とした「堤体の安全点検等に関する自己点検計画書」を関東、北陸地方整備局へ報告している。本計画書に基づき、ダム計測管理に関する研修を実施。)

<研修成果>

アンケート調査等により各研修の理解度等を確認した。その結果、「十分理解できた」等の回答が 80~90%程度と高い理解度であった。また、受講者より「命令書の重要性の再認識ができた」「受講回数を重ねるうちに河川法令の理解度が増していく」「引き続き定期的実施してほしい」等の意見が多数あった。このことから、河川法令の知識、遵守意識の向上に関して一定の成果が得られたものと考えられる。平成 22 年度も河川法令の知識、遵守意識の維持・向上に向けて継続して社員研修を実施していく。各研修の実施状況、研修成果は表-5.1~5.2 のとおり。

(2) コンプライアンスに関する社員研修の実施状況

<研修実施状況>

コンプライアンス意識の向上を図るため、技術系社員を対象として技術者倫理研修を実施するとともに、各職場において「企業倫理遵守に関する行動基準の読み合わせ」、「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い等の不適切事例を題材としたケースメソッド」を実施した。

<研修成果>

アンケート調査等により各研修の理解度等を確認した結果、「理解できた」等の回答が 98%と高い水準であった。このことからコンプライアンス意識が定着しているものと考えられる。平成 22 年度もコンプライアンス意識の維持・向上に向けて、継続して社員研修を実施していく。

各研修の実施状況、研修成果は表-5.3 のとおり。

表-5.1 河川法に関する研修実績一覧 (1/2)

件名		内容	受講対象者	受講者数	研修年月日	アンケート等に基づく成果の検証	
河川法研修	法令編	河川法の講師を育成する研修	各店所で実施する河川法研修の講師を育成するために、国土交通省北陸地方整備局から講師にお越し頂き、本店大で実施した。	・申請担当部署、工事担当部署の管理職または中核的立場の社員	91名	H21.11.11	「河川管理者から直接話しを聞くことによって河川法に関する知識の向上に繋がった」等のほか、今後も同様な研修の継続的な実施を望む声が多数寄せられた。
	法令編	河川法研修	河川法の講師を育成する研修を受講した社員が講師となり、本店大研修と同様のテキストを利用し、研修を実施した。主な研修内容は、以下のとおり。 ＜主な研修の内容＞ ・第6条 河川区域 ・第23条 流水の占用の許可 ・第24条 土地の占用の許可 ・第25条 土石等の採取等の許可 ・第26条 工作物の新築等の許可 ・第27条 土地の掘削等の許可 ・第55条 河川保全区域における行為の制限	・H19年度、H20年度未受講の水力系職場工事担当者、運転責任者 ・申請担当部署全員	738名	H21.12～ H22.1	・受講内容について98%が「十分理解できた」「大体理解できた」の理解度を示しており、研修目的である河川法遵法意識の徹底の定着が図られているものと評価できる。 ・受講者より「命令書の重要性の再認識ができた」、「受講回数を重ねるうちに河川法令の理解度が増していく」、「引き続き定期的に実施してほしい」等の意見を受けた。平成22年度も本研修を基礎的研修と位置づけて、河川法令遵守意識の向上に向けて継続して実施していく。
	技術編	河川管理施設等構造令、構造例河川砂防技術基準（案）、河川法申請に必要な各種構造物の計算方法について研修を実施。 水力土木技能訓練センターのメンバーを講師として店所毎に研修を展開。	・H19年度、H20年度未受講の水力系職場工事担当者	173名	H22.2 (計13回 実施)	研修内容について、84%が「十分理解できた」「大体理解できた」の理解度を示しており、河川管理施設等構造令等、河川法申請に必要な各種構造物の計算方法等の理解に関して一定の成果が得られた。H22年度も技術の維持・向上に向けて継続して実施していく。	
	組織横断的なディスカッション	8～12名を1グループとして8グループ化し、以下のテーマに沿ってディスカッションを行った。 ＜ディスカッションテーマ＞ ①水車発電機改造並びに余水路新設工事を題材に、工事計画から使用開始までに「行うべきこと」の整理、工事手続き管理表の運用に関する問題点、管理ポイント並びに改善点等を議論 ②発電所停止に伴う発電放流からダム放流への切替を題材に、水利使用規則やダム管理規程等の河川法関連事項の遵守事項や、重点監視ポイントの検討、抽出、電気・土木の連絡体制の確認等を議論	・支店、電力所の申請担当部署、工事担当部署の責任者から選出された中核者 ・申請担当部署、工事担当部署の管理職（アドバイザーとして参加）	76名	H21.11.12	全グループで、河川管理者への速やかな相談、放流計画立案の際の河川法や水利使用規則等の関係法令の確認等、どのようにしたら法令を遵守した適確な作業が可能であるかが議論されており、法令遵守意識の向上が図られているものと評価できる。 平成22年度も河川法令遵守意識の向上に向けて継続して実施していく。	

表-5.2 河川法に関する研修実績一覧 (2/2)

件名	内容	受講対象者	受講者数	研修月日	アンケートに基づく成果の検証
ダム計測管理に関する研修(ダム計測管理基本研修)	「ダムの安定条件」「ダム計測の内容」「計測値の整理」「計測値の評価」等を内容としたダム計測管理業務に関する基礎的な研修を実施。	・「玉原発電所、安曇発電所、水殿発電所、野反ダム」管理箇所の職員	25名	H21.4～ H21.12 (計15回 実施)	アンケート調査(確認テスト形式)によりダム計測管理の基礎的な事項の理解度確認を実施した結果、正答率が平均で83%であった。ダム計測管理に関する理解度向上に向けて継続して研修を実施していく。
ダム計測管理に関する研修(対象ダムの計測管理に関する研修)	ダム管理主任技術者による「対象ダムの計測管理」を内容とした研修を実施。 (対象ダム:玉原ダム、奈川渡ダム、水殿ダム、野反ダム)		13名	H21.12.22 (玉原ダム) H22.1.26 (奈川渡ダム・水殿ダム) H22.2.10 (野反ダム)	

表-5.3 コンプライアンスに関する研修実績一覧

件名	内容	受講対象者 実施職場	受講者数 職場数	研修年月日	アンケートに基づく成果の検証
技術者倫理研修	<p>設備に携わる者の姿勢や心構えとして以下の内容について、eラーニング※による研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活者、消費者としての感覚、感性である、「社会的感性」が求められていること ・データの適正な記録・管理が社会の「安心」を確保することにつながる ・改ざんと補正の違い <p>(※ コンピュータネットワークなどを利用し、画面に出るイラスト、文章、音声を見ながら、あるいは聞きながら自己学習するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系社員 (新入社員等、新たに技術系職場に配属された社員を対象に実施。なお、H19年度に出向・派遣者や休職中の社員等を除く技術系全社員を対象に実施している。) 	1,119人	H21.4 ～H22.3 (受講期間)	—————
「企業倫理遵守に関する行動基準※」の読み合わせ	<p>データの取り扱い等に関する行動基準（姿勢・心構え）の読み合わせを月1回実施</p> <p>(※ H19.5に「法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢」、「データの適正な記録・管理」、「設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え」等を新たに追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水力系全職場 	71職場	H21.4 ～H22.3	<p>アンケート調査（確認テスト形式）により「法令等の遵守に向けた行動」「情報の適切な取り扱い」に関する理解度確認を実施した結果、正答率が平均で98%であり、一定の成果が得られたと考えられる。H22年度も行動基準の定着に向けて継続して実施していく。</p>
不適切事例を題材としたケースメソッドの実施	<p>水力発電設備の不適切事例を用いて、ケースメソッドを年1回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い」 ・「機器冷却水、雑用水等の水の使用」等 他21事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・水力系全職場 	71職場	H21.4 ～H22.3	<p>研修内容について、98%が「十分理解できた」「大体理解できた」の理解度を示しており、遵守すべき事項の理解度はきわめて高い水準であり、一定の成果が得られた。H22年度も遵守すべき事項に関する理解度の維持・向上に向けて継続して実施していく。</p>

2.2.2 社内規定の整備等の取組

河川法に関する許可申請業務やデータ報告業務を適正に実施するために平成20年度までに8マニュアルを整備している。平成21年度は6マニュアルについて河川法関連以外の内容等の軽微な変更よりマニュアル改定を実施したが、基本ルールの変更はない。

マニュアル改定にあたっては、改定前に関係職場に意見照会を実施するとともに、改定した内容は、社内イントラネットの規程・マニュアルシステムへ登録・公開し、公開情報を社内イントラネットにより全社員へ発信した。それに加えて、本店主管部において通知文書を発信し周知を行った。

また、これらの8マニュアルの内、「工事申請手続き」「ダム計測管理」に関するマニュアルについては、平成20年度に引き続きアンケート調査（確認テスト形式）により理解度確認を実施するとともに、職場毎の実施結果および各設問の回答・解説を作成し、店所・第一線職場にフィードバックし理解度向上に取り組んだ。

マニュアル改定実績、周知状況等は表-6.1～6.3のとおり。

表-6.1 マニュアル改定実績一覧 (1/2)

区分	マニュアル名	河川法に関する主な規定内容	平成21年度改定実績
工事申請手続き	水力発電所および変電所工事運用マニュアル (電気関係工事実施部署の職務を規定)	届出・申請の可否をチェックする仕組みをルール化(平成19年度)	基本ルールの変更なし (※河川法関連以外の内容で軽微な変更を実施。H22.3.31改定)
	土木工事運用マニュアル (土木関係工事実施部署の職務を規定)	【主な規定内容】 ・申請担当部署は、年度当初に当該年度におけるすべての工事計画を一覧表の情報提供を受け、河川法適用の有無について確認を行う。ダム管理総括責任者は河川法他に係る技術基準の適合性を確認する。	基本ルールの変更なし (※河川法関連以外の内容で軽微な変更を実施。H21.12.25改定)
	水利業務マニュアル (申請担当部署の職務を規定)	・河川法に係る当該年度すべての工事件名ならびに前年度の工事実績を一覧表に整理のうえ、毎年5月末までに国土交通省に報告するとともに当該年度工事に対する申請可否の協議を行う。	基本ルールの変更なし (※発電水利使用に係る10年目の報告ルールの明記等、軽微な変更を実施。H21.5.29改定)
	水路設備保守業務委託マニュアル	設備点検等の保守作業における河川区域、河川保全区域内の仮設の有無を確認する仕組みをルール化(平成20年度) 【主な規定内容】(平成21年度に軽微な変更) ・水力土木担当箇所は、業務・安全計画書(作業計画書)等に基づき、委託先と作業内容・作業手順・安全対策等の詳細な調整、打ち合わせを行う。 ・提出図書等に基づき作業に伴う河川法などの関連する法令の届出・申請の可否を再確認する。なお、河川区域、河川保全区域内の仮設の有無についての確認漏れを防止するため、業務・安全計画書(作業計画書)または着手打合せ議事録に、河川区域、河川保全区域の仮設の有無に関する記載欄を設ける。	基本ルールの変更なし (※河川区域等の仮設の有無を記載する書類の追加等、軽微な変更を実施。H22.3.11改定)

表-6.2 マニュアル改定実績一覧 (2/2)

区分	マニュアル名	河川法に関する主な規定内容	H21年度改定実績
ダム計測管理	ダム計測管理マニュアル	<p>ダムの安全性評価に関する技術的事項に加えてデータの適正性をチェックする仕組みをルール化（平成19年度制定）</p> <p>【主な規定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測機器故障，計測者の人為的なミスによる異常データが確認された場合には，正しい値ではないことが判るように，その異常値の原因・内容を計測記録等に記載する。 計測記録を補正する場合には，事前に提出先にその内容を説明し，元データによる報告もしくは補正值での報告等，報告書の作成方法等について協議を行う 作成した官庁報告データは，提出前に支店・電力所大で行う計測検討会において，報告案等と元データとの照合・評価により適正性を審議する。 	改定なし
取水量管理	水力発電所および変電所運用マニュアル	<p>取水量管理の方法に加えて，異常が確認された際に河川管理者に報告する仕組みをルール化（平成20年度）</p> <p>【主な規定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力土木担当箇所は，取水口毎の取水量記録が許可取水量以下であることを毎月確認し記録する。（降積雪期において，記録の回収が困難な場合を除く） 取水量記録に異常なデータが確認された場合は，速やかに原因を調査し復旧すると共に，店所主管箇所へ報告する。店所主管箇所は本店主管箇所へ報告した後に，河川管理者へ報告する。但し，報告期間等について個別に河川管理者より指示されている場合は，それに従うものとする。 	<p>基本ルールの変更なし</p> <p>（※「技術的課題に関わる対応方針(案)」に基づき計測値，管理値，報告値の定義を明記等，軽微な変更を実施。H22. 3. 31改定）</p>
記録・報告	水力発電所および変電所記録マニュアル	ダム操作（管理）規程・水利使用規則・取水規程に基づく観測等の計測・記録，報告方法を明記	<p>基本ルールの変更なし</p> <p>（※河川法関連以外の内容で軽微な変更を実施。H22. 3. 31改定）</p>
主任技術者	ダム管理主任技術者マニュアル	「河川法による選任対象ダムの維持，操作その他管理に係わる管理・監督」等，ダム管理主任技術者の役割を明記	改定なし

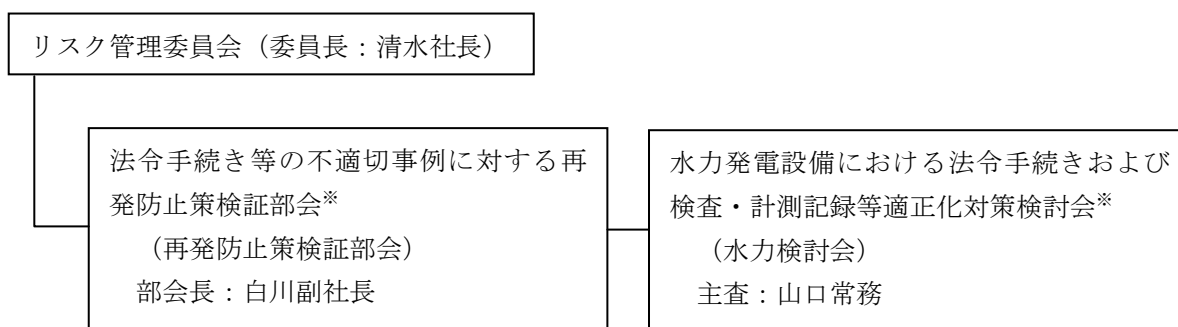
表-6.3 マニュアル改定内容の周知状況、定着状況確認結果一覧

区分	マニュアル名	周知の状況	アンケート調査（確認テスト）による定着状況確認
工事申請手続き	水力発電所および変電所工事運用マニュアル（電気関係工事実施箇所の職務を規定）	・社内イントラネットの規定・マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信。 (H22.4.1) ・本店主管部（工務部水力発電グループ）より通知文書を発信。 (H22.3.31)	アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル規定内容の理解度確認を実施した。その結果、法令手続きの要否判断に関する2つの設問の正答率が平均で83%（前年度75%）であり、前年と比較し8ポイント向上した。 また、実施結果のフォローとして確認テスト結果と回答・解説を各職場にフィードバックした。
	土木工事運用マニュアル（土木関係工事実施箇所の職務を規定）	・社内イントラネットの規定・マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信。 (H22.1.12) ・本店主管部（工務部工務土木グループ）より通知文書を発信。 (H22.1.14)	
	水利業務マニュアル（申請担当箇所の職務を規定）	・社内イントラネットの規定・マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信。 (H21.6.1) ・本店主管部（用地部水利尾瀬グループ）より通知文書を発信。 (H21.6.10)	
	水路設備保守業務委託マニュアル	・社内イントラネットの規定・マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信。 (H22.3.15) ・本店主管部（工務部工務土木グループ）より通知文書を発信。 (H22.3.12)	
ダム計測管理	ダム計測管理マニュアル	（改定なし）	アンケート調査（確認テスト形式）によりマニュアル規定内容の理解度確認を実施した。その結果、ダム計測データの取り扱いに関する4つの設問の正答率が平均で96%（前年度91%）であり、前年と比較して5ポイント向上した。 また、実施結果のフォローとして確認テスト結果と回答・解説を各職場にフィードバックした。
取水量管理	水力発電所および変電所運用マニュアル	・社内イントラネットの規定・マニュアルシステムへ登録・公開、全社員へ発信。 (H22.4.1)	—
記録・報告	水力発電所および変電所記録マニュアル	・本店主管部（工務部工務土木グループ、水力発電グループ）より通知文書を発信。 (H22.3.31)	—
主任技術者	ダム管理主任技術者マニュアル	（改定なし）	—

2.2.3 本店等における現場の状況把握

(1) 経営層における現場状況把握

不適切事案に対する調査、再発防止対策の検討等を横断的かつ網羅的に推進するため、常設のリスク管理委員会（委員長：清水社長）の下に「法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検証部会<部会長：白川副社長>」（再発防止策検証部会）を設置している。併せて、再発防止策検証部会の下に「水力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策検討会<主査：山口常務>」（水力検討会）を設置している。平成21年度も、部会、検討会を継続し、再発防止対策の定着と水平展開を推進した。部会、検討会の開催実績を表-7.1～7.2に示す。



※平成22年度からは、「再発防止策検証部会」を解消し、リスク管理委員会の下に「水力検討会」を設置して水力発電設備に係わる再発防止活動に取り組む。

表-7.1 再発防止策検証部会開催実績

開催日	主な議題
H21. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度再発防止対策について 不具合管理の取り組みについて
H21. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・水平展開の活動状況について
H21. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> 言い出す仕組み「業務の点検月間」の実施状況について
H22. 2. 23	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の取り組み状況・評価と今後の方向性について
H22. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の検証結果と今後の取り組みについて

表-7.2 水力検討会開催実績

開催日	主な議題
H21. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理の適正性点検結果他(小武川第三発電所)
H21. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> 水利使用に係る水力発電設備の適正性に関する報告等
H22. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> 第三者による堤体の安全点検結果 塩原発電所水利使用規則に基づく工事進捗状況(平成21年)の報告 再発防止対策の効果検証方法
H22. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> 水利使用の適正性に係る点検について

(2) 経営層による店所巡回キャンペーン

電力流通本部長（副社長）、電力流通本部副本部長（常務）、工務部長（執行役員）が全支店・電力所（13箇所）を訪問し、再発防止対策の推進・定着化等に関する意見交換を実施した。店所巡回キャンペーンの実績を表-8に示す。

表-8 店所巡回キャンペーン実績

実施日	実施箇所	内 容
H21. 5. 11	信濃川電力所	<p>再発防止対策の取り組みとして、日常業務において不具合を管理・是正していくと共に、情報共有、水平展開により将来発生しうる不具合を抑制していく品質改善システムを活用した「不具合管理の取り組み」を推進している。</p> <p>各所を訪問し、充実した不具合管理の実施についてメッセージを発信。</p> <p>各店所の取り組み状況ヒアリング、意見交換を実施。</p> <p><経営層からのメッセージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の再発防止策（言い出す仕組み）の主旨としては、“マニュアルが現実的で無い場合は「無理」と言えるような会社にしよう”という取り組みである。今一度3年前の発電設備の不祥事を振り返り「なぜ許されないか」復習をして頂きたい、各職場で「言い出す仕組み」が形だけとならないようお願いしたい。 『発電設備の不祥事に対する再発防止策定着の年』として、文字通り定着をお願いしたい。 ・「品質改善システム」の中身を分析し、品質を上げる仕組みとして主旨を理解していただき誘導して頂きたい。
H21. 5. 15	神奈川支店	
H21. 5. 21	松本電力所	
H21. 5. 21	猪苗代電力所	
H21. 5. 22	埼玉支店	
H21. 5. 25	群馬支店	
H21. 5. 29	沼津支店	
H21. 6. 1	山梨支店	
H21. 6. 4	東京支店	
H21. 6. 5	栃木支店	
H21. 6. 8	茨城支店	
H21. 6. 9	多摩支店	
H21. 6. 19	千葉支店	

(3) 本店主管部による現場状況把握

申請手続きの適正性等の確認、店所巡回キャンペーンによる第一線職場との意見交換、相談窓口によるサポート、河川法に関する研修の実施状況確認等を実施し、現場の状況把握や第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートを実施した。各取り組みの実績は表-9のとおり。

表-9 現場状況把握等に関する取組実績

項目	実施時期	内容
申請手続きの適正性等の確認	H22. 4	支店・電力所における申請手続きの実施状況、報告データの適正性確認状況を年度当初に確認した。詳細については、「2.1.2適正性点検結果」に記載のとおり。
店所巡回キャンペーンによる第一線職場との意見交換	H21. 7～ H21. 9	全ての水力系第一線職場（全17制御所）を訪問し、再発防止等に関する情報提供、意見交換を実施した。 ・本店主管部からの情報提供等 再発防止対策取組計画の説明 発電水利に関わる対応方針の説明 等 ・意見交換 職場・個人が抱える悩みや課題 等
ダム計測業務に関する相談窓口	H21. 4～ H22. 3	本店主管部（工務部）に相談窓口を設置し、社内高度専門機関と協働したサポート体制を構築（H19/5/23）。平成21年度は、計測値の評価や計測管理方法等に関して7件の相談があった。 ・計測値の評価に関する相談：3件 ・補修方法等の設備の維持管理に関する相談：3件 ・官庁への報告に関する相談：1件
法令に関する相談窓口	H20. 4～ H21. 3	本店に法務室を設けて、法令に関する相談窓口として「法律相談受付ライン」を設置（H19/7/1）。平成21年度もサポートを継続。
河川法令研修の実施状況の確認	H21. 12～ H22. 1	支店・電力所において実施した河川法研修44回のうち、本店主管部が20回研修に同席し、河川法令研修が適切に実施していることを確認するとともに、河川法令遵守を徹底するよう指示した。
河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の事例収集	H22. 4	支店・電力所にて実施した河川法申請要否の事前相談や河川管理者からの指示・指導等の実績を収集し、これらを「河川法24条、26条、55条申請に関するもの」「取水量に関するもの」等の9つのカテゴリに分けてイントラネット上のデータベースに登録し、情報共有を図った。 ・収集議事録等の件数：879件

2.2.4 「言い出す仕組み」の取組

法令・社内規定等のルールに対する不備等について、現在または将来に問題が発生することが想定される事項を洗い出し、集中的に業務の見直しを行う「業務の点検月間」を実施した。

「業務の点検月間」では、各職場において「水力発電設備に係わる点検業務上の問題点について」等のテーマを設定し、現在行っている業務の中で手続き不備や不正等の恐れがあるか討議し、それぞれの職場で改善策を検討・実施した。また、上位組織（店所本部、本店）は下位組織の検討結果の検証と改善策の検討を行った。

表-10.1 に討議事案数と討議結果、表-10.2 に本店に上申され検討した事案数を示す。本店に上申され検討した2事案については、マニュアルや業務運営の見直しを実施した。なお、討議の結果、法令遵守の観点から調査・検討を要する事案は確認されなかった。

表-10.1 討議事案数と討議結果

討議結果	第一線職場	店所本部	本店	合計
問題なし	24	8	1	33
解決・解明	44	3	1	48
継続検討	9	2	0	11
上位組織に上申	42	1	-	43
計	119	14	2	135

表-10.2 本店に上申され検討した事案数

区分	事案数	解決・解明	継続検討
法令遵守の観点から調査・検討	0	0	0
官庁・自治体に働きかけを検討	0	0	0
規程・マニュアルの見直しを検討	1	1	0
業務運営見直しを検討	1	1	0
計	2	2	0

2.3 平成 22 年度における河川法令遵守意識の徹底のための取組実施計画

2.3.1 取組方針

平成 21 年度までの取組み結果を踏まえ、平成 22 年度における河川法遵守意識徹底のための取組みを以下の方針により計画する。

<社員研修の実施>

- ・河川法研修（法令編、技術編）については、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて水力系職場の申請担当、工事担当および発電所運転責任者全員が受講した。研修後の受講者へのアンケート調査では高い理解度を示す結果が得られており、河川法令遵守意識の徹底の定着が図られたものと評価できる。平成 22 年度は河川法遵守意識を風化させないために、再度、中核的立場の社員を対象として研修を実施する。

- ・「部門横断的なディスカッション」については、平成 20、21 年度に申請担当部署、工事担当部署および運転担当部署を交えて実施した。河川法研修（法令編、技術編）と同様に、河川法遵守意識を風化させないために平成 22 年度も研修を実施する。ダム計測管理に関する研修については、「堤体の安全点検等に関する自己点検計画書（平成 19 年 6 月 18 日報告）」に基づき引き続き実施する。

- ・一方、水利使用に係る業務の品質を高め、人為的なミス等の防止を図っていくために、河川法研修（法令編）については、実例を基にした実務の内容を付加する等、店所大での研修内容の充実を図っていくとともに、研修内容がマンネリ化しないように工夫していく。

- ・コンプライアンスに関する研修については、アンケート調査等の結果、高い理解度が得られている。平成 22 年度も新入社員を対象に技術者倫理研修を実施していくとともに、コンプライアンス意識の維持・向上を図っていくために「企業倫理遵守に関する行動基準」の読み合わせ等を引き続き実施する。

<社内規定の整備等の取組み>

- ・河川法に関する許可申請業務やデータ報告業務を適正に実施するために平成 20 年度までに 8 マニュアルを整備している。平成 21 年度は、6 マニュアルの改定を行った。平成 22 年度も、引き続き河川法令手続きやダム計測等に関する社内マニュアルをレビューし、必要に応じてマニュアル制改定を行う。

<本店による現場状況把握>

- ・水力発電設備に係わる再発防止活動を横断的に推進するため、常設のリスク管理委員会（委員長：清水社長）の下に水力検討会（主査：山口常務）を設置した。平成 22 年度も検討会を継続し、再発防止対策の定着を推進する。

- ・申請手続きの適正性等の確認、相談窓口によるサポート等を継続し、現場の状況把握に努める。

2.3.2 計画内容

(1) 社員研修の実施

平成 21 年度に引き続き、河川法に関する研修およびコンプライアンスに関する研修を実施し、河川法令遵守意識の徹底を図る。各研修の内容等は表 - 11.1～11.2 のとおり。

表-11.1 河川法に関する研修

研修名		内 容	受講対象者 実施職場	実施 予定時期
河川 法 研 修	法令編	河川法の講師を育成する研修	・申請担当部署の管理職または中核的立場の社員で新たに講師となる者	H22. 10 ～H22. 11
		河川法研修	・河川法条項（第 6 条、23～27 条、55 条） ・水利使用規則（取水量の測定等、工作物等の設計の変更等の承認）	・水力系職場工事部署の中核的立場の社員 ・運転責任者 ・申請担当部署全員 ・受講を希望する社員
	技術編	・河川管理施設等構造令（各種構造物の構造計算事例等）	・水力系職場土木工事担当部署の中核的立場の社員 ・受講を希望する社員	H22. 1 ～H23. 3
	組織横断的なディスカッション	・組織を横断して認識の共有を図るため、実例を用いたテーマに従いディスカッションを行う。	・店所の申請担当部署、工事担当部署の責任者から選出された中核者	H22. 10 ～H22. 11
ダム計測管理に関する研修（ダム計測管理基本研修）		・「ダムの安定条件」「ダム計測の内容」「計測値の整理」「計測値の評価」等を内容としたダム計測管理業務に関する基礎的な研修を実施。	・「玉原発電所、安曇発電所、水殿発電所、野反ダム」管理箇所の職員	H22. 5 ～H23. 3
ダム計測管理に関する研修（対象ダムの計測管理に関する研修）		・ダム管理主任技術者による「対象ダムの計測管理」を内容とした研修を実施。 （対象ダム：玉原ダム、奈川渡ダム、水殿ダム、野反ダム）		H22. 5 ～H23. 3

表-11.2 コンプライアンスに関する研修

研修名	内 容	受講対象者	実施時期
技術者倫理研修	設備に携わる者の姿勢や心構えについて、eラーニング※による研修を実施。 (※ コンピュータネットワークなどを利用し、画面に出るイラスト、文章、音声を見ながら、あるいは聞きながら自己学習するもの)	・水力系職場の新入社員 (平成19年度に技術系全社員を対象に実施したことから新入社員を対象に実施)	H22.4 ～H23.3
「企業倫理遵守に関する行動基準」の読み合わせ	データの取り扱い等に関する行動基準(姿勢・心構え)の読み合わせを月1回実施	・水力系各職場	H22.4 ～H23.3
不適切事例を題材としたケースメソッドの実施	水力発電設備の不適切事例を用いて、ケースメソッドを年1回実施	・水力系各職場	H22.4 ～H23.3

(2) 社内規定の整備等の取組

河川法令手続きやダム計測等に関する社内マニュアルをレビューし、必要に応じてマニュアル制改定を行う。

(3) 本店等における現場の状況把握

平成21年度に引き続き、以下の取り組みにより現場の状況把握やサポートを実施する。

項 目	実施時期
水力検討会の開催	適宜
申請手続きの適正性等の確認	H23.4
ダム計測業務に関する相談窓口	随時
法令に関する相談窓口	随時
河川法令研修の実施状況の確認	H22.12～H23.1

以 上